

*学校感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条）

	伝 染 病 の 種 類	出 席 停 止 期 間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、感染症ポリオ、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS（サーズ）コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってはその血清亜型がH5N1であるものに限る） *上記の他、新型インフルエンザ等感染症 指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ ※鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く	発症したあと5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあたっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱したあと3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において伝染のおそれがないとみとめるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により医師において伝染のおそれがないとみとめるまで
	溶連菌感染症	適正な抗生剤治療後24時間を経て、解熱し、全身状態が良好になるまで
	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が消退した後、全身状態がよい者
	マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が終わった後、全身状態がよい者
	手足口病	全身症状が安定した者
	ヘルパンギーナ	全身症状が安定した者
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹のみで全身症状のよい者
	*この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟疣腫）、伝染性膿痂疹（とびひ）	病状により医師において伝染のおそれがないとみとめるまで